

3. 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められており、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の二つがあります。

このうち、健康項目については、全ての公共用水域について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています。この健康項目は、カドミウム、全シアン等があり、現在27項目が設定されています。

生活環境項目については、河川、湖沼および海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされています。

なお、表3-1に人の健康の保護に関する環境基準、表3-2に生活環境の保全に関する環境基準、表3-3に市内の河川における水域類型の指定状況を示します。



石水溪（安坂山町）

表 3-1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

| 項 目 | 基 準 値 |
|--|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/1 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/1 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/1 以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/1 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/1 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| P C B | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/1 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/1 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/1 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/1 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/1 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/1 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/1 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/1 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/1 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/1 以下 |
| チウラム | 0.006mg/1 以下 |
| シマジン | 0.003mg/1 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/1 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/1 以下 |
| セレン | 0.01mg/1 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/1 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/1 以下 |
| ほう素 | 1mg/1 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05mg/1 以下 |
| 備考 | |
| <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> | |

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河川（湖沼を除く。）

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | | 該当水域 |
|--|---------------------------------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------|----------------------|----------------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 50MPN/ 100ml以下 | 環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 7.5mg/1 以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 | |
| B | 水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/1 以下 | 25mg/1 以下 | 5mg/1 以上 | 5,000MPN/ 100ml以下 | |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/1 以下 | 50mg/1 以下 | 5mg/1 以上 | — | |
| D | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/1 以下 | 100mg/1 以下 | 2mg/1 以上 | — | |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/1 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/1 以上 | — | |
| 備考 | | | | | | | |
| 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 | | | | | | | |
| 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 | | | | | | | |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3 - 3 亀山市における水域類型の指定状況（河川）

| 水 域 名 | 類型 | 達成期間 | 指定（見直し）年月日 |
|----------------|----|------|------------|
| 鈴鹿川上流（鈴国橋より上流） | AA | イ | H7. 3. 28 |
| 鈴鹿川下流（鈴国橋より下流） | A | イ | H7. 3. 28 |
| 安楽川 | AA | イ | H10. 3. 31 |
| 中ノ川 | B | イ | S51. 4. 16 |

（注） 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的すみやかな達成に務める。

水質類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別基準に利水目的に応じた水域を区切って、AA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。pH、BOD等の項目について、それぞれの水域類型ごとに基準値を定めている。



鈴鹿川

(2) 河川水質調査結果

平成25年度は、鈴鹿川4地点、安楽川4地点、中ノ川3地点とその他河川20地点の計31地点で、健康項目と生活環境項目についての水質調査を実施しました。

① 調査結果

生活環境項目について、鈴鹿川においてBODが1地点で1回基準値を超えました。また、大腸菌群数は、鈴鹿川と安楽川においては全ての地点において環境基準を達成できず、中ノ川においても環境基準を超えることがありました。SS、DOについては、全地点で環境基準を達成しました。

その他の河川では、水域類型が指定されていないため、比較する基準値はありませんが、鈴鹿川等類型指定された河川よりも測定数値が高い河川もあり、それらは有機物等により汚濁しているものと考えられます。

このため、有機物等による汚染を防止するため、引き続き工場・事業場へ排水規制による指導を行うとともに、一般家庭に対する啓発活動等の対策を進めていきます。

また、椋川の新椋川橋ではSSが420mg/lという数値を計測しました。これは、上流において護岸工事を行っていたことが原因であり、工事により生じた濁水によってSSが高くなっていたと思われます。これに対しては、三重県河川国道事務所に対し、工事の際の濁水を抑制するよう要請しました。

なお、健康項目については、全ての調査地点において環境基準を達成しました。

②一般河川（類型指定された河川）のBODの経年変化

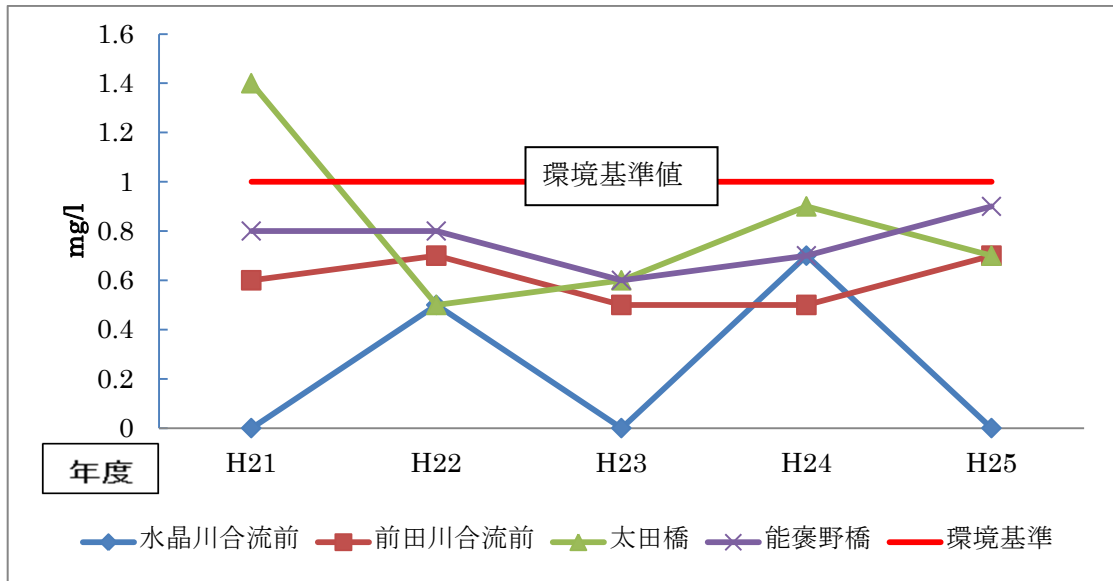
水質汚濁の程度を表す指標としてBODという数値があります。BODとは微生物が水中の有機物を分解するのに必要とする酸素の量のことで、この値が大きいと有機物が多く汚れがひどいということになります。

また、公共用水域には「環境基準の類型指定」というランク分けがあり、それぞれのランクに応じて基準値が定められています。評価は、年間を通じた日間平均値の全データについて「75%水質値」を基準値と比較して行います。75%水質値とは、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順にならべ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をいいます。

平均値や最大値ではなく75%水質値を用いるのは、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量）にあるときに測定することになっており、測定されたデータが通常の状態以外のもので測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって環境基準が達成されたとみなされます。しかし、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、運用上、年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなすことにしています。主な河川のBOD75%水質値の経年変化は図3-1-1から図3-1-3のとおりです。

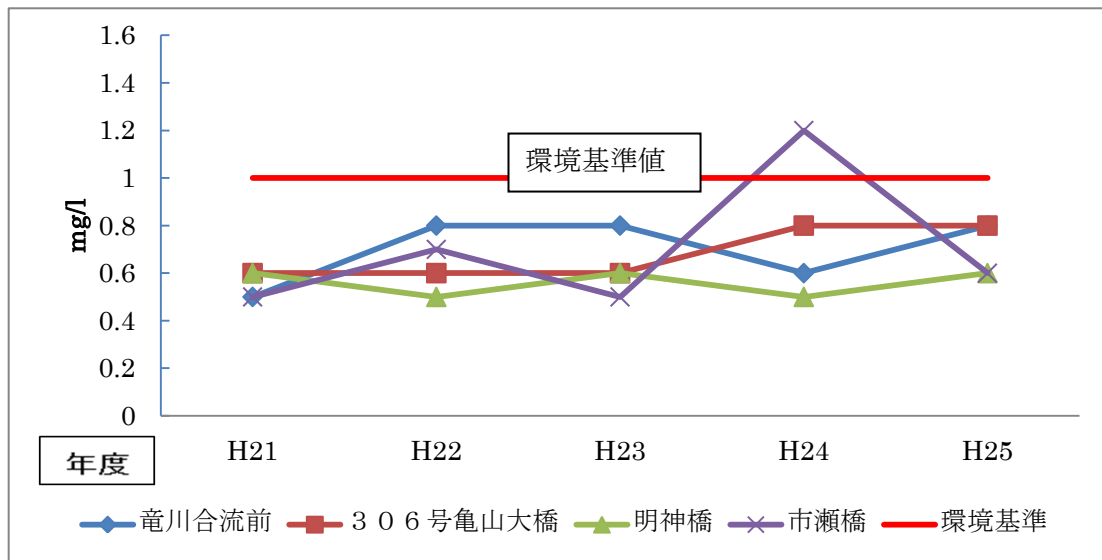
(公共用水域におけるBOD又はCODの評価方法について(妙)昭和52年7月1日環水管第52号より一部抜粋)

図3-1-1 安楽川のBOD75%水質値の経年変化



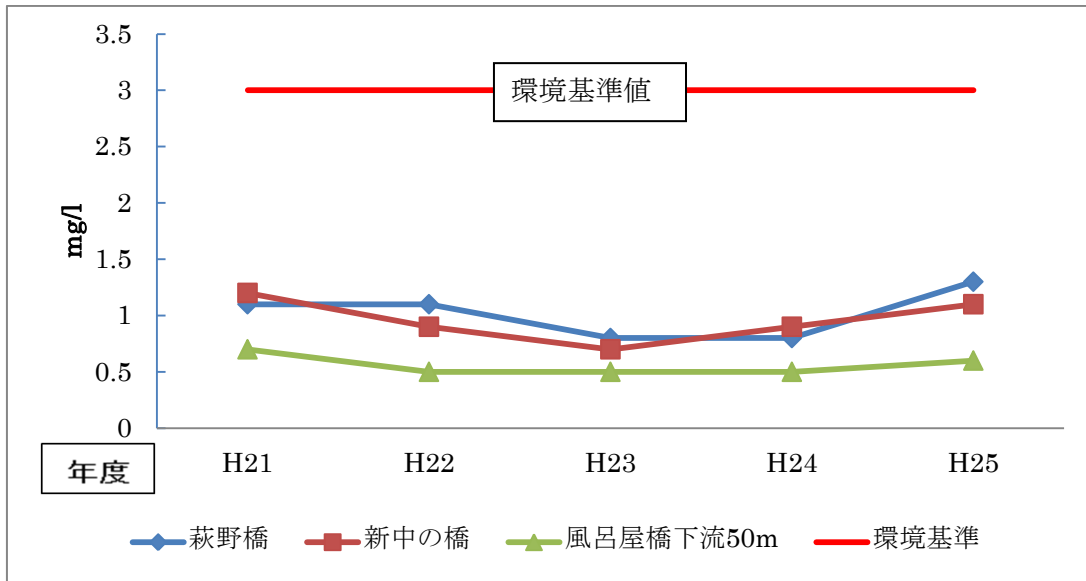
※安楽川では4地点で測定しており、平成21年度は太田橋で基準値を超過しました。この原因としては、雨がなく晴天が続いたことで水量が減ったことや、他の河川や生活排水等の合流が重なったことが原因と考えられます。平成22年度以降は他地点と同水準の値になったことから、平成21年度のBODの増加は突発的なものであり、通常は環境基準を満たしていると考えられます。

図3-1-2 鈴鹿川のBOD75%水質値の経年変化



※鈴鹿川では4地点で測定しており、平成24年度は市瀬橋で基準値を超過しました。この原因としては、雨がなく晴天が続いたことで水量が減ったことや、生活排水等の合流が重なったことにより突発的に増加したことが考えられますが、他の3地点では基準値を達成していることから、総合的にみると鈴鹿川は基準を満たしていると考えられます。

図3-1-3 中ノ川のBOD75%水質値の経年変化



(3) ため池調査結果

平成25年度は、市内の6地点においてため池の水質調査を実施しました。

湖沼や海域では水質汚濁の指標としてCOD（化学的酸素要求量）という数値を用います。CODとは、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化させる際、酸化のために消費される酸素の量です。

ため池の水質調査結果についてCOD75%水質値の経年変化を図3-2に示します。

これによると、池の側・高塚池・和田団地北池の水質は比較的良好な状態であると考えられます。和田池・新池（上池）については、比較的汚濁しているものの、年々、水質が改善されている傾向が認められました。亀山公園池では、かなりの汚濁がみられました。この原因としては、周辺的生活排水等の合流により突発的に上昇したことが考えられます。

なお、健康項目については、全ての調査地点において環境基準を達成しました。

図3-2 ため池のCOD75%水質値の経年変化

